

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで  
③ 昭和56年1月から61年3月まで

申立期間①については両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②については私が保険料を納付していた。申立期間③については、社会保険事務所（当時）からの回答では、記録上「加入辞退の申出」が有るとされているが、辞退した記憶は無い。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、昭和36年4月以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間①の保険料は過年度納付が可能である上、A市においては、国民年金加入時に納付書を発行して過年度保険料の納付を勧奨することが通例であったことが確認できることから、申立人の両親

が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、特殊台帳の昭和53年度の摘要欄に、申立人の申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることから、申立人は、その納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間③について、申立人は、国民年金被保険者資格の喪失申出を行っておらず、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は昭和56年1月29日に資格喪失しており、これは、特殊台帳及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、夫から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は、夫婦二人分を集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、A市においては、未納保険料が有った場合、納付書を発行し納付勧奨していたことが確認できることから、申立人は、申立期間についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は、当時働いていた勤務先の店主に勧められ、昭和45年ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料は3か月ごとに納付していた。申立期間の保険料は納付していたはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和45年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間直後の昭和48年7月から49年3月までの保険料を48年10月及び49年3月に現年度納付していることが確認でき、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を未納のまま放置するとは考え難く、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月31日から平成17年5月3日まで  
株式会社Aにおいて勤務していた期間について、給与の支給額から見た標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額等を比較すると、オンライン記録の方が低くなっている部分もあるので、在籍期間について調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の株式会社Aに係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与支払明細書に記載されている報酬額から、平成15年7月及び同年9月の標準報酬月額は41万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成14年1月から15年6月まで、同年8月及び同年10月から17年4月までの期間における標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額及び報酬額から算出される標準報酬月額が、オンラインに記録されている標準報酬月額に一致する額又はより低い額であることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち昭和54年7月から平成13年12月までの期間については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、株式会社Aの破産管財人、同事業所の顧問をしていた税理士及び社会保険労務士並びに当時の同僚に照会したものの、当該期間における関連資料及び申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると昭和54年7月から平成13年12月までの期間について、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、平成17年5月については、破産管財人が保管していた賃金台帳から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、株式会社Aの事業主は、「保険料控除については当月控除である。」との回答をしている。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aは平成17年5月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る同事業所における厚生年金保険の資格喪失日も同日とされている上、雇用保険の資格喪失日も同日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条第1項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、

同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成 17 年 5 月 3 日であり、当該期間については、厚生年金保険の被保険者とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年5月から同年9月までの期間を17万円に、10年7月から同年9月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年5月から同年9月まで及び10年7月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月26日から10年9月30日まで  
私は、有限会社Aに勤務していたが、平成9年4月から10年9月まで、給与支払明細書の支給金額からみると標準報酬月額が低いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、平成9年5月から同年9月までの期間及び10年7月から同年9月までの期間においては、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料よりも高額であることが確認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、平成9年5月から同年9月までの期間は17万円、10年7月から同年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類が残されていないため不明としているが、社会保険事務所（当時）の納入告知どおりに保険料を納付していた旨供述していることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は平成9年5月から同年9月まで及び10年7月から同年9月までの保険料について、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成9年4月における標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている総支給額がオンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であることが確認でき、また、同年10月から10年6月までについては、給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成2年4月から同年8月まで株式会社Aで勤務していたが、オンライン記録によると、同年7月の1か月間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同年8月に支給された給与から、厚生年金保険料等が控除され、控除額が支給額を上回っていたため、9,000円程度の不足分を銀行に振り込みに行った記憶があるので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに対し照会を行ったところ、同社の事業主から、申立人は平成2年7月31日まで在籍していた旨の回答があった。

また、申立人は、平成2年8月に支給された清算給与について、前払い交通費の返金分、厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料及び所得税が控除された結果、控除額が支給額を上回っていたため、同年8月末に、株式会社A名義の口座に不足分として9,000円程度を振り込んだ記憶がある旨の主張をしている。このことから、申立人が記憶している金融機関に対し、申立人の主張内容について照会を行ったところ、同金融機関に同社の口座があること及び平成2年8月30日に申立人が同口座に9,155円を振り

込んだ記録があることが確認できた。

さらに、株式会社Aの給与事務担当者は、「交通費については、3か月分を前払いしており、清算給与から交通費の返金分を差し引くことはある。清算給与からの不足分が生じるのであれば、清算給与から厚生年金保険料及び健康保険料も控除していた可能性がある。」との供述をしている。

加えて、申立人の主張内容を検証した結果、当該清算給与と想定される金額と、当時の保険料率により算出した厚生年金保険料額、交通費等の合計額との差額は、金融機関における振込額とおおむね一致していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aにおいて勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年6月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると主張しているが、事業主が資格喪失日を平成2年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年6月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年6月1日であったと認められることから、申立人に関する厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年6月から21年3月までは50円、同年4月及び同年5月は60円、同年6月から同年10月までは330円、同年11月は510円、同年12月から22年5月までは570円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月30日から22年5月31日まで

私が年金事務所に年金相談に行ったところ、職員から「社会保険事務所に残されているデータからは昭和20年6月30日の資格取得日は確認できるが、喪失年月日が記載されていない。」旨の説明を受けた。第三者委員会において、資格喪失日を判断してほしい。なお、当時は株式会社AのB支店に勤務しており、勤務期間は20年6月30日から22年5月31日までである。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの人事記録を管理しているC株式会社に照会したが、当時の資料は保管されておらず、当時の同僚の供述も得られない上、雇用保険の記録も無いため、勤務期間について確認することができない。

しかし、申立人は、株式会社AのD本店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和20年6月30日に被保険者資格を取得し、22年6月1日

における月額変更の記載があることが認められるが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

一方、株式会社AのB支店は昭和22年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているが、当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は同年6月1日以降同年9月1日までの間に資格を喪失したと推認できる。

また、上記被保険者名簿に記載されている他の被保険者について確認したところ、月額変更と同日である昭和22年6月1日に資格喪失している者が複数見受けられることから、申立人もこの時期に資格喪失したものと考えられ、これは株式会社AのB支店に同年5月31日まで勤務していたとする申立人の主張と一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年6月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所へ行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を22年6月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は株式会社AのD本店における社会保険事務所の記録から、昭和20年6月から21年3月までは50円、同年4月及び同年5月は60円、同年6月から同年10月までは330円、同年11月は510円、同年12月から22年5月までは570円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和42年1月から同年2月までの1か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、40年10月ごろに株式会社AのD出張所に異動し継続して勤務していた時期で加入記録がないことは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人は株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、株式会社AのD出張所は昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同僚の供述から、同日までの社会保険事務は、同社C支店において一括管理されていたことが確認できることから、申立人の同社C支店における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和41年12月の記録から、

2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月15日に、資格喪失日に係る記録を同年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月15日から同年11月15日まで

私は、昭和30年4月にA株式会社B営業所に整備工の見習いとして入社し、同年11月に運転者の無期限ストライキのため、整備工は仕事がなく予告手当をもらい解雇された。その後、C公共職業安定所に離職票を提出し、6か月間の失業給付を受給した事を記憶している。申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、業務内容等に関する申立人の具体的な記憶から、申立人はA株式会社B営業所に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社B営業所において、一緒に勤務していた申立人の兄は、「申立人は、昭和30年4月5日まで勤務していた整備工が退職したことにより、後任として呼び寄せた。その後、ストライキに突入した同年11月2日以降の約2週間後に、異動や退職勧奨が行われ、従業員はそれぞれ辞めていった。」と供述していることから、申立人が申立期間にA株式会社B営業所に勤務していたことが認められる。

さらに、当該事業所で申立人と同様の整備工業務に従事していた4人全

員に、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することが確認できる。

加えて、A株式会社における当時の社会保険業務担当者は「入社後すぐに厚生年金保険の資格取得手続きをしていた。」と供述しており、当時同社においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月30日から同年6月1日まで

昭和45年3月にA株式会社に入社してから現在まで継続して勤務しているが、オンライン記録では、同社C工場から同社D本社に転勤したときの厚生年金保険の加入記録が1か月途切れている。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する申立人の社員経歴台帳、複数の元同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務(昭和45年6月1日に同社C工場から同社D本社に異動)していたことが認められる。

また、B株式会社に照会したところ、申立人の申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた旨を回答している。

さらに、A株式会社C工場における当時の事務責任者は、「申立人の当該事業所における資格喪失日は、昭和45年6月1日とすべきところを誤って同年5月30日としたものであり、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除しないことはあり得ない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月21日から同年10月21日まで  
昭和28年8月から平成6年6月までA株式会社に継続して勤務し（平成2年12月からはC社に出向転籍）、昭和49年9月21日付けで本社からB支店へ異動したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、申立期間について被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社発行の申立人に係る同社における在籍証明書、同社人事部担当者の回答及び複数の元同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和49年9月21日にA株式会社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和49年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料は残っておらず、不明であると回答しているが、A株式会社が保管する「被保険者名簿」では、申立人の資格喪失年月日は昭和49

年 9 月 21 日と記載されており、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人は同年 10 月 21 日付け資格取得と記載されていることから、事業主は、申立人の同社本社における資格喪失日を同年 9 月 21 日として届け出、申立人の同社 B 支店における資格取得日を同年 10 月 21 日として届け出たものと考えられ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 9 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成18年8月から19年2月までの期間は30万円、同年3月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月1日から19年4月1日まで  
社会保険事務所（当時）に照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が当時の給与額と比較してかなり低くなっている。給与明細書を所持しているため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成18年8月から19年2月までの期間は30万円、同年3月は41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、事業主が20万円を報酬月額として社会保険事務所に届け出、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

会社を退職し、家業を手伝うことになったので、昭和42年10月ごろ母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、亡くなった母親が家族全員の分を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

なお、「ねんきん特別便」に国民年金被保険者の資格取得日が昭和42年10月15日と記載されており、資格取得したら必ず国民年金保険料を納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろ、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、「ねんきん特別便」に国民年金被保険者の資格取得日が昭和42年10月15日と記載されており、資格取得したら必ず国民年金保険料を納付していたとも主張しているが、この資格取得日は、申立人が国民年金の被保険者となった日を示すものであり、保険料の納付開始を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年7月まで

平成6年6月ごろに、国民年金の第3号被保険者の手続に行った際、退職後の国民年金保険料が未納となっていることを知り、3年12月から4年3月までの4か月分は納付期限が過ぎているので、納付は無理だと言われ、申立期間の4か月分を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成6年6月ごろに一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の保管する旧電算システムにより、申立人は平成6年6月2日に国民年金の加入手続及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の届出を行っていることが確認できることから、このころに同手帳記号番号が払い出されたものと推認され、この時点において、申立期間のうち、4年4月の保険料は既に時効のため納付することができず、申立期間の保険料を一括して納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの期間、同年4月から50年8月までの期間及び55年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで  
② 昭和46年4月から50年8月まで  
③ 昭和55年11月から61年3月まで

申立期間①及び②について、私は、母親に勧められて、昭和36年4月ごろA県B市役所で加入手続きを行い、国民年金保険料は毎月、振込用紙で納付していた。結婚後は年金手帳に印を押してもらっていた。申立期間③については、国民年金被保険者の任意資格の喪失申出を行った記憶は無い。

国民年金手帳や領収書は平成10年に火事で焼けて何も残っていないが、申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和36年4月ごろ、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に任意の資格で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、これは特殊台帳及びオンライン記録とも一致し、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③について、申立人は、任意加入していた国民年金被保

険者の資格を喪失した記憶は無いと主張しているが、申立人は、C市が昭和51年4月以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、55年11月6日付けで資格喪失した旨の記載が有り、これは特殊台帳においても確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年ごろに、店舗兼自宅に役所の人が来て勧められたので、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫も、申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1747

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から46年3月まで

20歳になった昭和38年\*月ごろ、私は会社に勤めていたが、亡くなった義母に勧められ国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、3か月ごとに、集金人に義母が納付してくれていたことを記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、「ねんきん特別便」に国民年金被保険者の資格取得日が昭和38年7月13日と記載されており、資格取得したら必ず国民年金保険料を納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年\*月ごろ国民年金に加入し、3か月ごとに、申立人の義母が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の義母又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、「ねんきん特別便」に国民年金被保険者の資格取得日が昭和 38 年 7 月 13 日と記載されており、資格取得したら必ず国民年金保険料を納付していたとも主張しているが、この資格取得日は、保険料の納付開始を示すものではなく、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、この日が申立人の国民年金の被保険者資格取得となったことを示すものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1748(事案 1279 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私が、20歳になった昭和43年\*月ごろ国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を3か月分ずつ納付した。その後、44年3月か同年4月ごろに、集金人が新しい国民年金手帳を持ってきた際、前の年金手帳を返すように言われ集金人に渡した。申立期間の保険料が未納になっていることには納得できないので再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す国民年金手帳は、昭和44年3月か同年4月ごろに、集金人が新しい国民年金手帳を持ってきた際、前の年金手帳を持ち帰ったとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が主張するように20歳となった昭和43年\*月ごろ国民年金手帳が発行されたとすれば、その年金手帳は46年3月まで使用

可能である上、国民年金保険料を納付したことを示す領収証書でもある同年金手帳を集金人が回収して持ち帰ったとの主張は不自然であることから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年3月まで

私は、昭和51年6月ごろ、A県B市で国民年金に加入した際、まとめて1年分ぐらいの国民年金保険料を同市役所で納付し、それから1か月から2か月後、20歳までさかのぼって申立期間の保険料として14万円から15万円ほど一括して納付したことを記憶している。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月ごろ国民年金に加入した際、1年分ぐらいの国民年金保険料を納付し、その後、申立期間の保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で51年4月までさかのぼって現年度納付していることが確認できるものの、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を居住していたB市でさかのぼって納付したとも主張しているが、申立人が同市に居住していたのは、特例納付が実施されていた時期ではない昭和51年9月1日からC市へ転

出する 52 年 11 月 2 日までであることが戸籍の附票により確認できることから、申立期間の保険料を B 市に居住していた際、一括して納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から63年3月まで

申立期間当時、妻がA区役所で、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、妻が自身の分と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻が区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、昭和57年6月から62年3月までは「登載なし」、62年4月から63年3月までは「未納」となっていることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致することから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したと

の主張も無い。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年3月まで  
昭和51年11月ごろ、親戚から勧められ、A社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口で今なら、さかのぼって納付できると言われたので、申立期間の国民年金保険料として3万円ほど納付した記憶が有る。申立期間が未納となっていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として、さかのぼって約3万円を納付した記憶が有ると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から49年3月まで

私は、申立期間当時、子供が3人いたこともあり国民健康保険に加入していたので、国民年金にも加入していたはずである。

私の両親は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであるので、父親又は母親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料についても納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親又は母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の基礎年金番号基本情報の加入年金制度欄には、国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の両親は、このころに

国民年金の加入手続を行うとともに、老齢年金受給資格期間（10年）の保険料を、さかのぼって納付していることが確認できることから、申立期間当時は国民年金に未加入の期間であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ国民年金制度が発足したことを知り、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>ってもらっていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人については、昭和39年1月に払い出され、申立人の夫については同年8月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、A市における集金人制度は37年9月からの発足であることが確認されている。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

当時勤務していた会社が、昭和39年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれた。その分は、毎月給与から天引きで返済していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していた会社が、昭和39年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人の勤務していた会社が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和39年当時は、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が勤務していた会社又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 9 年 2 月 1 日から A 社に採用され、その後名称変更した株式会社 B に勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の被保険者記録が空白となっているとの回答を受けたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は平成 8 年 3 月 1 日に新規適用事業所となり、9 年 5 月 21 日に株式会社 B、10 年 2 月 6 日に株式会社 C と名称を変更しているが、12 年 2 月 1 日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在が不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、当時の同僚のうち 1 人は、「試用期間があったかもしれない。」と供述しており、他の 1 人は、「入社後 8 か月は厚生年金保険に加入せず、その後、事業主と話し合っ加入した。」と供述していることから、当該事業所においては、必ずしも入社時から従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、申立

人も、「当時雇用保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 11 日まで  
私は、昭和 33 年 4 月から 35 年 2 月まで A 店に機織工として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。姉は厚生年金保険の加入記録があるので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 店の複数の元従業員の供述から、申立人が申立期間において当該事業所の機織工として勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の現在の事業主に照会したところ、「申立期間当時の事業主は私の父であるが、高齢のため記憶も定かでなく、廃業により当時の関係資料は保存していない。また、申立期間当時の機織工の一部の人については、一反織っていくらという手間賃で給与を支払っていたため、申立人についても、厚生年金保険などには加入させていなかったと思う。」旨回答していることから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、当該事業所の元従業員に照会したところ、「私も A 店で機織りをしていたが、一反織っていくらという手間賃で給与を貰っていたため、申立期間当時は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に機織工であった申立人の姉を含む複数の元従業員は、それぞれが記憶する勤務開始時期から 3 年以上経過後に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が、「申立期間当時は100人ぐらい働いていた。」と述べているが、上記被保険者名簿に記載されている被保険者数は32人であることから、当時、当該事業所においては必ずしもすべての従業員について、勤務開始時からただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から28年2月26日まで  
昭和26年4月からA株式会社に継続して正社員として勤務し、その間に社名はB株式会社、C株式会社、D株式会社及びE株式会社と変わったが、社会保険事務所(当時)へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険が未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社及びE株式会社(後にA株式会社から社名変更)F工場に勤務していた複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記複数の同僚が、「申立人がA株式会社にいたということは本人から聞いたことがあるが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入については分からない。」と回答している。また、元事業主の親族が、「事業主は既に亡くなっており、E株式会社等申立ての事業所はすべて解散し、人事記録等の関連資料も保管されていない。」と回答していることから、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人が当該事業所の関連会社と記憶するC株式会社及びD株式会社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、C株式会社の所在地がG市であったと主張していることから、B株式会社(後にA株式会社に社名変更)H工場に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間当時に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号は連続しており欠番は無いことから、申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

なお、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 26 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失した記載があり、E株式会社F工場が厚生年金保険の適用事業所として新規適用となった 28 年 2 月 26 日に同工場で厚生年金保険の被保険者資格を再取得しており、これらはオンラインの記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和元年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 27 年 7 月 20 日まで

私は、昭和 23 年 6 月 16 日から 42 年 7 月 21 日まで父の会社である株式会社 A に途切れることなく勤務していたが、25 年 6 月 1 日から 27 年 7 月 20 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人に係る年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時株式会社 A の代表取締役の子であり、同社に勤務しているにもかかわらず、社長である父親があえて厚生年金保険被保険者の資格を喪失させるのは考え難いとして、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、当該事業所に係る申立期間当時の代表取締役は既に亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立期間において、株式会社 A に勤務した同僚からは、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための供述及び資料を得ることはできなかった。

さらに、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 25 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、その際健康保険被保険者証が返納された記載が確認できる上、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続してお

り、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、厚生年金保険の資格を喪失した昭和42年7月21日から45年7月1日までの期間（株式会社Bの加入期間（6か月）判明により30か月に減少）について、厚生年金保険第四種被保険者であったことが確認でき、このことから、申立人は、厚生年金保険受給資格期間（240か月）を満たすため、任意継続手続を行ったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 30 日から 42 年 2 月 5 日まで  
② 昭和 42 年 5 月 20 日から 44 年 1 月 22 日まで  
③ 昭和 51 年 1 月 22 日から 54 年 3 月 24 日まで

申立期間①について、株式会社Aの厚生年金保険の加入記録が3か月とは、全く違う。昭和41年の夏にはB島のC社まで「トラックのオイルパン」を運び、42年の冬は、D県からE県まで「プレスした製品」を運び、大雪で同僚のトラックが横転したことを記憶している。

申立期間②について、F株式会社では、G工場の製品をトラックで1年3か月間ぐらいH県まで運び、朝早くの仕事で、よく雪が積もっていた。腰を痛めて、I社のウィスキーをJ県までタンクローリーで運ぶ仕事に変わった。真夏に仕事をしたのを覚えている。昭和44年3月13日に、大型二種免許を取る時、F株式会社で「運転履歴書」を書いてもらった。

申立期間③について、勤務期間ははっきりしないが、最初に株式会社Kに勤め、その後にL株式会社に勤めた。仕事は、マイクロバスの運転をした。

すべての申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間①について、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態についての供述を得ることはできず、申立人も申立期間①のほとんどを別の事業所に勤務していたと供述するなど、当該事業所における勤務期間についての記憶が不明確で、申立人の申立

期間①における勤務状況について確認することができない。

また、株式会社Aが保管している「労働者名簿」における申立人の雇入年月日は昭和42年2月6日、退職年月日は同年5月17日と記載されていることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することができない。

F株式会社に係る申立期間②について、当時の複数の同僚の供述から、申立期間②のうち一部期間については、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の資料を保管していないため、申立人についての勤務形態を含めてすべて不明である。」と回答しており、申立期間②における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することができない。

また、申立人が業務を引き継いだと供述している同僚の氏名及び当時当該事業所に勤務していたと供述している同僚の1人の氏名が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらず、また、別の同僚が記憶している自身の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なることから、当時当該事業所においては、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

株式会社Kに係る申立期間③について、申立人が申立期間③のうち一部期間について当該事業所に勤務していたことは、申立人の勤務に係る記憶及び当該事業所の事業主の妻の供述から推認できる。

しかしながら、事業主は既に亡くなっており、上記の事業主の妻に照会したが、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、オンライン記録において、当該事業所が適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人が記憶していた当時の同僚の連絡先が不明であり、申立てについて確認できる供述を得ることができない。

L株式会社に係る申立期間③について、当該事業所は解散しており、当時の事業主の所在が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、オンライン記録において、当該事業所が適用事業所であったことの確認ができない上、申立人が当時の同僚の氏名等を記憶していないことから申立てについて確認できる同僚等の供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 10 月 30 日まで  
A 連合会に昭和 24 年 9 月 1 日に入社し、25 年 10 月 30 日まで勤務した。  
社会保険事務所（当時）の記録では、同年 9 月 1 日から 26 年 3 月 1 日までの記録になっている。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人は昭和 24 年 9 月 1 日から A 連合会に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 県 C 部 D 課発行の「昭和 36 年度 E 組合要覧（昭和 37 年 12 月）」によれば A 連合会は昭和 23 年 8 月 24 日に設立認可されているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、25 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、昭和 24 年 9 月 1 日に A 連合会に入社した当時から適用事業所であったと主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所記号簿において、当該事業所に係る記号の払出しは 25 年 9 月 1 日であり、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人に係る当該事業所における資格取得日は同年 9 月 1 日であると確認できる。

さらに、A 連合会の発足前に、同じ所在地（当時は、B 県 F 郡 G 町 H）において、昭和 20 年 4 月 1 日から厚生年金保険の新規適用事業所として、I 会 J 支部が存在していたが、23 年 8 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所で

なくなっている。

加えて、複数の元同僚は、「I会J支部に勤務していたが、昭和23年8月14日からは厚生年金保険の資格は無かった。」と供述しており、オンライン記録から、当該同僚の資格喪失日は同日であることが確認できる。

また、A連合会は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表者は死亡していることから供述が得られず、K組合L会に照会したが、当時の資料は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 12 日から同年 4 月 6 日まで  
昭和 31 年 11 月 13 日から 39 年 9 月 1 日までの間、継続してA株式会社に勤務していたが、申立期間について、船員保険が未加入となっている。途中で退職した覚えは無いので、加入期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は、申立期間について、A株式会社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の船員保険の適用は、適用船舶の範囲を定めた船員法施行規則第1条第1項に、「日本国民、日本法人、日本公署の所有する船舶」と規定されており、上記以外の船舶に乗船している期間は船員保険が適用されなかった。

また、申立人は、「A株式会社に在籍時に外国船籍の船舶に乗船したことがあり、その際は船員手帳ではなく、パスポートで乗船していた。」と供述しており、当該事業所において、申立人と同様に、昭和 38 年 1 月 12 日に船員保険被保険者資格を喪失し、3か月から1年後に、同事業所で資格を再取得している者が 16 人みられ、このうち複数の同僚は、「申立期間当時、外国船籍の船舶に乗船していた。」と供述している上、そのうち1人は、「会社から、外国船舶に乗船中は、船員保険が適用されないので、国民年金に加入するように指示された。」と供述している。

さらに、当該事業所は平成 6 年 10 月 31 日に解散しており、事業主の存否も不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から船員保

険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳によると、申立人は被保険者証記号番号\*で昭和 31 年 11 月 13 日に被保険者資格を取得し、38 年 1 月 12 日に資格を喪失、その後、被保険者証記号番号\*で、同年 4 月 6 日に資格を再取得し、39 年 9 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで  
A株式会社B支店に昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 12 月まで勤務したが、  
申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社B支店は現存しないため、同社C支店に照会したところ、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時、A株式会社B支店に勤務していた複数の同僚は、「入社してすぐには正社員にはなれず、厚生年金保険に加入できなかった。」、「正社員になってから厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、照会をした同僚 13 人中、11 人が自身の入社年月について回答しており、そのうち 10 人は、入社年月と厚生年金保険被保険者資格取得日との間に 1 年から 7 年の開きがみられることから、A株式会社B支店では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿並びに申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 32 年 8 月

1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から34年11月1日まで  
私は、昭和33年12月1日からA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は34年11月1日になっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社の当時の事業主は既に死亡しており、資料も保管していない上、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者であり、連絡先が確認できる同僚は、二人のみであり、うち一人は「期間は特定できないが、申立人が働いていたのを覚えているのみである。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和34年11月1日とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。